

契約締結前交付書面

T a k a T r a d e 株式会社

店頭商品C F D取引約款

(この約款の趣旨)

第1条 この約款（以下「本約款」といいます。）は、お客様とT a k a T r a d e 株式会社（以下「当社」といいます。）との間で行う店頭商品C F D（Contract For Difference）取引（以下「本取引」といいます。）に関する権利義務関係及び本取引のサービス利用に関する取り決めです。

(自己責任の原則)

第2条 お客様は、本取引を行うにあたっては、本約款の内容を承諾し、本取引の内容、仕組み及びリスクに関して「店頭商品C F D取引説明書」（以下「本取引に関する説明書」といいます。）および店頭商品C F D取引概要」（以下「本取引概要」といいます。）をお読みになり、その内容を十分に把握・理解のうえ、自らの判断と責任において取引するものとします。ついては、お客様は、当社が定める電子的方法により、これを理解した上で承諾するものとします。

(法令等の遵守)

第3条 お客様及び当社は、本取引を行うにあたり、本約款、「商品先物取引法」及び「日本商品先物取引協会規則」、その他関連法令規則を遵守するものとします。

(店頭商品C F D取引口座の開設及び取引開始基準)

第4条 お客様は、以下の要件をすべて満たす場合に、店頭商品C F D口座（以下「本口座」といいます。）の開設の申し込みが可能となり、店頭商品C F D取引を開始できるものとします。

- 1 本約款、本取引に関する説明書及び本取引概要を読み、本取引の特徴、仕組み及びリスクについて十分理解し、自己の判断と責任において自己の資金により自己のためにお取引いただけること。
- 2 本約款、本取引に関する説明書及び本取引概要並びに当社の関連する他の約款・規定の内容を承諾いただけること。
- 3 年齢が満18歳以上80歳以下の成人であること。
- 4 日本国内に居住されていること。
- 5 当社から電話及び電子メールにて常時連絡が取れ、日本語によるコミュニケーションが可能なこと。
- 6 インターネットをご利用になれる環境があること。
- 7 ご自身の電子メールアドレスをお持ちであること
- 8 取引に必要な個人情報を正確にご提供いただけること。
- 9 十分な金融資産（50万円以上）があり、法律上の行為能力をお持ちであること。
- 10 当社が定める電子的方法による本口座の開設手続き、本約款第14条に定める書面の電子的な交付に同意いただけること。
- 11 日本商品先物取引協会、日本証券業協会、金融先物取引業協会の会員企業の役職員等でないこと。
- 12 日本証券業協会の特別会員企業において登録金融機関業務に従事している役職員等でないこと。
- 13 反社会的勢力に一切関与していないことを誓約していただけること。
- 14 口座開設時の年齢が75歳以上の場合は、ご本人様であることの確認、投資経験やリスクに対する理解度の確認、健康状態や認知能力の確認などを電話や面談などにより行うこと。
- 15 前各号のほか当社が定める要件を満たしていること。

- 2 お客様から本口座の開設申込みがあったときは、当社はその可否を審査し、お客様は当社が本口座の開設を承諾した場合に限り、本取引を行うことができます。
- 3 お客様の口座開設後に上記①～⑤の基準に該当しないことが確認された場合、取引口座のご利用を制限する場合がありますので予めご了承ください。

(本口座での処理)

第5条 店頭商品C F D取引において、当該取引に係る証拠金（以下「証拠金」といいます。）、当該取引について反対売買を行った場合の損益金、及びその他授受する金銭は、すべて店頭商品C F D取引口座内で処理するものとします。

(取引対象および返済方法)

第6条 店頭商品C F D取引は、商品先物を参照原資産としたC F Dの売買取引とします。

- 2 店頭商品C F D取引の返済は、すべて反対売買による差金決済となります。

(注文の際の指示)

第7条 店頭商品C F D取引の種類、数量、価格その他の注文の内容及び注文の執行については、当社の応じ得る範囲内で、お客様があらかじめ指示するところにより行います。

(注文の執行および処理)

第8条 店頭商品C F D取引の約定日（以下「約定日」といいます。）は、お客様の注文に係る取引の成立を当社が確認した日とします。

- 2 ご注文は、当社が定めた取扱時間内に限ります。
- 3 当社は、当社が必要と認める場合、前項の取引日及び取引時間を変更できるものとします。
- 4 時差、取扱時刻等の関係からお客様の発注日時と約定日時とが異なる場合があります。
- 5 当社は、回線及び機器の瑕疵又は障害（以下「システム障害」といいます。）又は補修等やむを得ない事由により、予告なくサービスの一部又は全部の提供を一時停止又は中止することができるものとします。

(証拠金の取り扱い)

第9条 店頭商品C F D取引に係る証拠金の取り扱いについては、次の各号に定めるところによるものとします。

- 1 お客様が新規の注文をするときは、あらかじめ、当社の定める証拠金の必要額以上の額を、証拠金として、当社の定める方法により、当社に預託すること。
- 2 証拠金は、すべて現金により充当すること。有価証券その他の財物をもって充当することはできません。
- 3 店頭商品C F D取引に係る証拠金としてお客様が預託している金銭の引き出し、もしくは返還については、当社の定める方法によること。
- 4 当社は、店頭商品C F D取引における取引条件を変更することができることとし、取引条件を変更したときは、保有ポジションに対しても変更後の取引条件を適用できること。
- 5 前各号に定めるほか、お客様が当社に預託する店頭商品C F D取引に係る証拠金に預託する金銭及び有価証券の取り扱いについては、当社の定めるところによること。

(ポジションの限度)

第10条 店頭商品C F D取引によるポジションは、当社の定める基準の範囲内とします。

(差金決済の時限等)

第11条 取引成立後の差金決済の処理については、次の各号に定めるところによることとします。

- 1 反対売買による差金決済は、当社の指定する日時までに行うこと。
- 2 取引に係る金銭の授受は、円貨にて行うこと。

（決済条件の変更）

第12条 天災地変、経済事情の激変、その他やむを得ない事由に基づいて、当社は、店頭商品C F D取引について決済期日等の決済条件の変更を行う場合があります。

（取引条件の変更）

第13条 次の各号に定める店頭商品C F Dの取引条件は、当社の判断で変更することがあります。この場合、当社は速やかにその内容を当社のホームページにて告知します。

- 1 お客様の店頭商品C F D取引に係る必要証拠金率
- 2 お客様の店頭商品C F D取引に係る取引手数料
- 3 お客様の店頭商品C F D取引に係るロスカット基準

（通知）

第14条 お客様の店頭商品C F D取引に係る取引成立、ポジション残高、証拠金の受領等の通知は、当社が指定するインターネットシステムにより電子的方法で行います。

（諸料金等）

第15条 当社所定の取引手数料及び公租公課その他の賦課金は、当社の定める時期および方法により、ご請求します。

2 お客様の指示による特別の扱いについては、当社からお客様に対し、当社が当該と区別の扱いに際して支出した実費をご請求します。

（期限の利益の喪失）

第16条 お客様について、次の各号の事由のいずれかが生じた場合には、当社から通知、催告等がなくても、お客様は当社に対する店頭商品C F D取引に係るすべての債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとします。

- 1 支払の停止又は会社更生・民事再生・個人再生手続開始、破産手続開始の申立て若しくは特別清算開始の申し立てがあったとき、または解散の決議・清算の開始があったとき
- 2 手形交換所の取引停止処分を受けたとき
- 3 お客様の当社に対する店頭商品C F D取引に係る債権又はその他一切の債権のいずれかについて仮差押、保全差押又は差押の命令、通知が発送されたとき
- 4 お客様の当社に対する店頭商品C F D取引に係る債務について、差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始があったとき
- 5 外国の法令に基づく前各号のいずれかに相当又は類する事由に該当したとき
- 6 お客様の取引について、ご本人以外の第三者が行っていると当社が判断したとき
- 7 心身機能の重度な低下により、本取引の継続が著しく困難又は不可能となったとき
- 8 お客様が海外に居住されていると当社が判断したとき
- 9 住所変更の届出を怠る等、お客様の責めに帰すべき事由によって、当社にお客様の所在が不明となったとき

2 お客様について、次の各号の事由のいずれかに該当することとなった場合には、当社の請求によって、お客様は当社に対する本取引に係るすべての債務について期限の利益を失い、直ちに当該債務を弁済するものとします。

- 1 お客様の当社に対する店頭商品C F D取引に係る債務、又はその他一切の債務のいずれかについて一部でも履行を遅滞したとき
- 2 お客様の当社に対する債務（但し、店頭商品C F D取引に係る債務を除く。）について、差し入れている担保の目的物について差押又は競売手続の開始（外国の法令に基づくこれらのいずれかに相当又は類する事由に該当した場合を含む。）があったとき
- 3 お客様が当社との間で、本約款又はその他一切の取引約定のいずれかに違反したとき
- 4 前各号のほか当社が債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき

（支払不能又は不能となるおそれがある場合等における店頭商品C F D取引）

第17条 お客様について前条第1項各号の事由のいずれかが生じた場合には、お客様への事前連絡やお客様の承諾を必要とすることなく、当該事由の発生と同時に、お客様の店頭商品C F D取引に係るすべてのポジションにつき、これを決済するために必要な反対売買が、お客様の計算において行われるものとします。

- 2 お客様が前条第2項第1号に掲げる債務のうち、本取引に係る債務について一部でも履行を遅滞したときは、当社は任意に、お客様への事前連絡やお客様の承諾を必要とすることなく、当該遅滞に係るお客様の店頭商品C F D取引に係るすべてのポジションを決済するために必要な反対売買を、お客様の計算において行い、決済することができるものとします。
- 3 お客様が前条第2項各号のいずれかに該当したときで、当社から請求があった場合には、お客様は、当社の指定する日時までに、お客様が本口座を通じて行っているすべての本取引に係るポジションを決済するために必要な反対売買等を、当社に注文するものとします。
- 4 前項の日時までに、お客様が反対売買の注文を行わないときは、当社が任意に、これを決済するために必要な反対売買等を、お客様の計算において行うことができるものとします。
- 5 前各項の反対売買等を行った結果、損失が生じた場合には、お客様は当社に対して、その額に相当する金銭を当社が定める期間（日時）までに支払うものとします。

（ロスカット）

第18条 店頭商品C F D取引による保有ポジションについて、相場の変動によって生ずるお客様の損失を限定することを目的として、あらかじめ当社と同意して設定した条件（以下「ロスカット条件」といいます。）に達した場合、お客様が当社に設定した店頭商品C F D取引口座を通じて行っている店頭商品C F D口座内のすべてのポジションを返済するために必要な転売又は買戻しを、お客様に事前に通知することなくお客様の計算において当社は任意に行います。

- 2 第1項のロスカットルールの基準は、当社の判断によって変更することができるものとします。

様

（差引計算）

第19条 当社との一切の取引において、期限の到来、期限の利益の喪失その他の事由によって、お客様が当社に対する債務を履行しなければならない場合には、その債務とお客様の当社に対する店頭商品C F D取引に係る債権その他一切の債権とを、その債権の期限のいかんにかかわらず、いつでも当社は相殺することができることとします。

- 2 前項の相殺ができる場合には、当社は事前の通知および所定の手続きを省略し、お客様に代わり諸預け入れ金の払戻しを受け、債務の弁済に充当することができることとします。
- 3 第1項及び前項によって差引計算をする場合、債権債務の利息、損害金等の計算については、その期間を計算実行の日までとし、債権債務の利率および遅延損害金の率については当社の定める利率および

率によるものとし、又、差引計算を行う場合債権および債務の支払通貨が異なるときに適用する外国為替相場について、当社の指定する通貨によるものとし、お客様の当社に対する外貨建ての債務を円貨額に換算する適用する外国為替相場については当社の指定する為替レートによるものとします。

（証拠金等の処分）

第20条 お客様が本約款に基づき当社に対し差入れる証拠金は、お客様が店頭商品C F D取引に関連して当社に対し負担する債務を担保することとします。

2 お客様が店頭商品C F D取引に関し当社に対し負担する債務を、期限の利益を喪失した場合を含め、所定の期限までに履行しないとき、又は第18条各項による反対売買によりお客様が当社に対し債務を負担することとなったときは、当社は、通知、催告を行わず、かつ法律上の手続きによらないで、当社に預け入れているお客様の有価証券等およびその他の財産を、お客様の計算において、その方法、時期、場所、価格等は当社の任意の条件で処分し、その取得金から諸費用を差し引いた残額を法定の順序にかかわらず債務の弁済に充当します。又、当該弁済充当の結果、残債務がある場合は直ちにご弁済いただくこととなります。

（充当の指定）

第21条 債務の弁済又は第19条の差引計算を行う場合、お客様の債務の全額を消滅させるのに足りないときは、当社は、当社が適当と認める順序方法により充当することができるものとします。

（遅延損害金の支払い）

第22条 お客様が当社と行う店頭商品C F D取引に関し、当社に対する債務の履行を怠ったときは、当社の請求により、当社に対し履行期日の翌日（当該日を含む。）より履行完了日（当該日を含む。）まで、当社の定める率及び計算方法による延滞損害金をお支払いいただくこととなります。

（債権譲渡等の禁止）

第23条 お客様が当社に対して有する債権は、これを他に譲渡又は質入れ、その他処分をすることはできないものとします。

（政府機関等宛て報告書等の作成及び提出）

第24条 お客様は、当社が日本国の法令等に基づき要求される場合には、お客様に係る店頭商品C F D取引の内容その他を、国内外の政府機関等宛てに報告することに異議を述べないものとします。この場合、お客様は、当社の指示に応じて、当該報告書その他の書類の作成に協力するものとします。

2 前項の規定に基づく報告書、その他の書類の作成及び提出に関して発生した一切の損害については、当社は責任を負いません。

（届出事項の変更）

第25条 当社に届け出たお客様の氏名、住所、電話番号、その他の事項に変更があったときは、お客様は、当社所定の手続きにより、速やかにその旨を当社に届け出るものとします。

2 当社が指定したログインID、パスワード、取引暗証番号（以下「パスワード等」といいます。）等を失念し又は喪失した場合は、速やかにその旨を当社に届け出るものとします。

3 第1項又は前項の届出があった場合、当社は、お客様に対し、戸籍抄本、印鑑証明書その他必要と認められる書類等のご提出をお願いすることがあります。

4 第1項又は第2項のお届出があった場合、当社は、相当の手続きを完了した後でなければ、お客様からお預かりしている必要証拠金の返還のご請求には応じられません。

(通知の効力)

第26条 お客様の届け出た住所、当社によりなされた店頭商品C F D取引に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責めに帰すべき事由により延着し、又は到達しなかった場合においては、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

(免責事項)

第27条 次に掲げる場合を含め、当社の故意又は重過失によらずしてお客様又は第三者に発生した損害又は費用（以下、本条において「損害等」といいます。）については、当社はその責を負わないものとします。

- 1 天災地変、非常事態（戦争、政変、クーデター、金融危機、市場の閉鎖等をいいます。）、同盟罷業、外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事由により、店頭商品C F D取引の注文の執行、金銭の授受又は事務手続き等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害等
- 2 外国為替市場の閉鎖若しくは規則の変更等の事由により、お客様の店頭商品C F D取引に係る注文に当社が応じ得ないことにより生じた損害等
- 3 電信、郵便又はインターネットの誤謬、遅延等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害等
- 4 通信回線、通信機器及びコンピュータ機器の障害、瑕疵、若しくは第三者の妨害による情報伝達の遅延、不能又は誤作動が生じたことにより生じた損害等
- 5 店頭商品C F D取引に関し提供する情報の誤謬、停滞、省略及び中断により生じた損害等
- 6 お客様のパスワード等につき、お客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、あらかじめ当社に登録されているものとの一致を当社が確認して行われた取引により生じた損害等
- 7 その事由のいかんを問わず、お客様のパスワード等又は取引情報等が漏洩し、盗用されたことにより生じた損害等
- 8 当社に登録されているお客様のパスワード等とお客様が入力されたパスワード等が一致しなかったために取引が行えなかったことにより生じた損害等
- 9 お客様が本約款若しくは店頭商品C F D取引の内容又は取引方法について誤解し若しくは理解不足であったことにより生じた損害等
- 10 お客様から届出事項若しくはその変更についてお届けがないことにより、お客様の取引注文を受け付けず若しくは執行せず、又はお預かりした金銭等を返還しなかった場合
- 11 やむを得ない事由により、当社が本取引に係るサービスを停止し又は中止したことにより生じた損害等

(解除)

第28条 次の各号のいずれかに該当し、又はお客様が第16条に掲げる事項のいずれかに該当したときは、お客様との間のすべての店頭商品C F D取引は解除され、本口座も解約されます。ただし、解除する時においてお客様の店頭商品C F D取引のポジションが残存する場合、又はお客様に当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合には、必要な限度において本約款が適用されるものとします。

- 1 お客様が本約款若しくは当社が定める「店頭商品C F D取引説明書」、「店頭商品C F D取引概要」、関係法令諸規則、その他当社の約款、規定又は取引概要等のいずれかに違反し、当社が本口座の解約を通告したとき
- 2 お客様が第4条の口座開設基準を満たさなくなったとき
- 3 第34条に定める本約款の変更にお客様が同意しないとき
- 4 お客様が全ての本口座の解約の申出をしたとき
- 5 お客様から所定の期日までに店頭商品C F D取引に係る必要な代金又は料金等が支払われないとき
- 6 お客様が届出事項の変更に係る届出を行わないとき

- 7 当社が定める期間中にお客様が店頭商品C F D取引を行わなかったとき
- 8 前各号の他、やむを得ない事由により、当社がお客様に対し解約の申出をしたとき

(サービス利用の制限)

第29条 当社は、お客様が店頭商品C F D取引を行うことが不相当と判断した場合には、お客様の商品C F D取引に係るサービスの利用を制限し又は禁止することができるものとします。

2 当社がお客様の店頭商品C F D取引に係るサービスの利用を禁止した場合には、お客様は直ちに当社に対する店頭商品C F D取引に係るすべての債務について期限の利益を喪失します。

(適用法)

第30条 本約款は、日本国の法律に準拠し、日本国の法律に従い解釈されるものとします。

(合意管轄)

第31条 お客様と当社との間の店頭商品C F D取引に関する訴訟については、当社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

(サービス内容の変更)

第32条 当社は、お客様に事前に通知することなく、店頭商品C F D取引に関して提供するサービスの内容を変更することができるものとします。

(店頭商品C F D取引サービスの停止)

第33条 当社は、特定銘柄、特定種別、あるいはすべての店頭商品C F Dについて、法令規則の変更又は監督官庁からの命令指導によりサービスを停止せざるを得ない場合等、取引サービスを停止することがあります。取引サービスを停止する場合、お客様の保有ポジションは、当社が決定する取引サービス停止日に反対売買により強制決済いたします。

(本約款の変更)

第34条 本約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。なお、改定の内容が、お客様の従来の権利を制限するもしくはお客様に新たな義務を課すものであるときは、その改定事項を当社所定の方法により通知します（改正の内容が軽微であると当社が判断する場合には、当社ホームページ等への掲載によって代える場合があります）。この場合、お客様から所定の期日までに異議のお申し立てがないときは、お客様が本約款の改定にご同意いただいたものとみなします。

以上

(2025年6月1日)